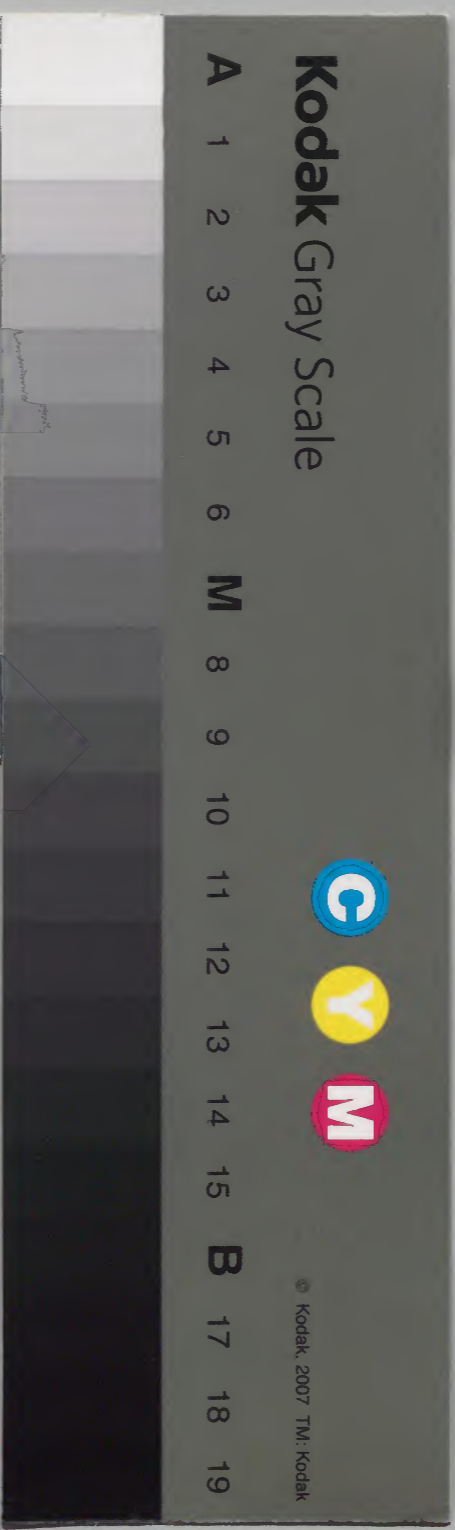


環海異聞 六

和書門			
二七四一九號	八函	一四架	一六冊
類			

內閣文庫	和書
二七四一九號	八函
一四架	一六冊
類	

內閣文庫	
番號	和 27419
冊數	16 ( 7 )
函號	185 130



環海異聞卷之六

新羅卷七

九月九日の事ありて、  
及、情に敷りて、  
孤の心は、  
と、  
し、

環海異聞卷之六

明治十二年

葬禮第七

凡そ死亡の事あるハ屍を臥さしめる櫃を作り  
たの櫃に欵めるなり亡者ハ始にぬ衣袴を着  
臥のくまをさしつゝ外さしめ遠るくよけめお

をく蓋を仰け打を打えりしやええとあず  
しそ奇(通)るそ別限ハ朝晩の心奪ええと夜

勅めある所をさしつかれなき親類懇意の者等  
附き終ひぬる堂内、柩を納こみ、和尚唱  
るあり引奉るとききよと見ゆたれり、附て附  
流ゆきし、通親より始り蓋を明け、さうら  
柩の前より亡者れ口、已もくく口を付あり  
且、時刻より寺へ集令せり。他人の男女も、席  
より列り各火を懸し、蠟燭を自ら持ち、場  
立無じ親類中口を令せ、平也ハは案も、路く

亡者の口、口を令す、何事も令せあり、柩の  
蓋を釘メし、そんより墓所へ遷葬すべし

一墓所は寺と町より、地蔵川をあらへり  
所あり、壙穴の深サハ八尺位より一丈余  
のありあり、降付もあらとも、土地一併  
を、承取暖氣の甚う、て墓所の場所  
は、浅深掘く、の穴い、川も、あり、て、亡者  
あら、絶え、り、て、穴を、足、立、買、求、り、

葬るに海濱の程にして價は高きあり

一棺ハ剃刀カミソリ並に靴の如く其に冥きハ細

棺蓋は其の合多きを身代挿の者ハ臨

時ニ注文——死者の身代丈を毎肩より

るとれ寸法を以て測りて造るなり也

梅ノ外棺の製と見る處去も同様あり

一棺ハ何多し——の如く契カくならず造るはたつ

者ハいつれも蠟燭を以て持ちおくなり

一友位ある人の葬送ハ杖の上、箱を履き

亦ハ袴、定規の如くしと名を冠帽

刀紐の類をも裁せ行なり也

一石碑ハ切り石を庭の如く石をすくまざる

とて墓の上より立て置也 此方の如く置たり  
建てるものと云す

表面ハ横文字並に文を彫りはるあり 字

口、若又金箔  
を入るもあり 其人ハ碑面の上臥し廻の如く

する人何れもよ持ちたる像をありつるなり

ありてせりよむ垣をりし又初根をり  
ありてせりよむ垣をりし又初根をり  
ありてせりよむ垣をりし又初根をり  
ありてせりよむ垣をりし又初根をり  
ありてせりよむ垣をりし又初根をり  
ありてせりよむ垣をりし又初根をり  
ありてせりよむ垣をりし又初根をり  
ありてせりよむ垣をりし又初根をり  
ありてせりよむ垣をりし又初根をり  
ありてせりよむ垣をりし又初根をり

一寛政十一年己未同行の内小竹濱吉島次  
病死彼玉の字名をいふる寺は遠

らす板屋をりて板を求む死骸を初めを  
まゝ葬送せり大よりのありて玉の穴を買  
更何をも海流墓所へ送り葬埋せり  
追々石を求め日本風の石塔を建てる碑面  
に日本国奥州仙臺牡鹿郡小竹濱安  
部屋吉郎治寛政十一年二月廿八日七十  
三歳と彫りけり書きよ同行の内元志文  
字は海ゆ太十郎彫刻せりは片を色

墓系を記しし竹門徳を傍と倍名を彫  
付し。石塔あり又喜保十文于年と彫  
た。石塔も立りてん南於より傳流せし  
者此地よりしとす。其を此の墓所を  
り也。數十年前のゆれ由又之也。是より松  
本村九年とのそあり存する石塔もあり是ハ  
傳流玉光を更と同行の者なり也

祭礼第八

葬埋の後四十九日迄ハ墓系す家内へ傍を拓  
き三七日まじ續經念誦せしむる事あり  
身分輕き者ハ小便もつらぎ者を叫び伏せの  
續經するもあり 此の初も流る

一忌服しつらむも是はす町家へ高買を  
体むしつらむのるも是はす町家へ高買を  
七八人より死別の悲嘆も場カクす自

如行作業をやめて宿より帰りて居て食事も好せぬ時よりしてハ働哭の障り気絶せし者よりして居ぬ者より婦人ハ泣けて泣き悲しきりし夫は幼き頃のよのハ多くハ馬装束を穿て男子より女子好むあるよのハ早免ハ尼となり尼寺へ入る者も尼寺ハ「ゴノステライ」としてイルコーツカより七里程隔るる所ありて是よりハ尼寺

僧尼之為馬衣なり

死別ハ男女たるニ度多くハ再嫁あり  
かゝるもの旋るれども中等より以上の婦人多くハ再嫁せず又男子あれハ是れ幼弱もしも後家をとてては子れ生長と見えたり女子好むあれハ是れを  
通教ハ死しては身ハ尼寺へ入る也

一毎月才之キリセニヤ」として日の朝六花宵



しつお忌して精進するハも信する仏教  
の祭祀と又それく先祖亡き之の弔祭も  
あつしよやも時は寺々もあつて僧の勤め  
もあつたり

一月忌年忌の弔祭もあつても見當りす

一三月の末う四月始の比と云つて土地の  
人々墓集するもあつ何の儀うすもと  
めすは時にも又蠟燭を携はしりき火を

照しよむなり

一帝業を祀きし先帝此忌日は毎月

祭祀あり 忌日不元 是迄後の歴代徳主

の生辰も忌日も同前は徳人寺々も  
寺々には此日法をあつすし當今ハ施  
生日と即位ありし日をあ中の人々

祀するなり

衙廳並官名職掌政治兵卒武備  
身九

役所并諸官名司職政事及足輕  
武備等之事

役所より奉行ある一人ハ市中兵子凶在  
卿中の名籍に政務を司る一人は武友足輕  
等此者を支配する所は鍛冶ハ甚多し  
下役の輩も多し是れ王族より成地より

互當し三年又四年ウマ交代を

一は正のまひハエナラウとツマ友なりをれ所

路しエナラウと稱すこ ヤコーツカ

オホーツカの代友ハは正のまひすハ

佐階卑くーときある

後光をま子ツケるよオホーツカハシクテ

マヨルとツマ友の人 ヤコーツカハボーコー

ニカとツマ友なりハイルコーツカハエナ

ラウポロツキク又エナラウマヨルとツマ

友の人友人あり即ち農民の方を司る

者もエナラウグフ子ナトルとツマ友一

員ありとツマ

一丙辰の年は地子が忘れ節初七月迄

しるエナラウの名ラリヲノキヨゴヘイイチ

ナアギリとツマハケ年還るの名三人

交れりとツマ名ハこもくく差すも申

エナラウゴベリナトリと云ふ名を人この  
ふひを是也又足程等を支配する人  
子エナラウマヨルと云ひしも是也これ  
友名えりうありし其の年王族の  
ほろきさちり波されし事此の名は  
ニコライバイトロイ千何と稱せしと  
姓ハ忘失せり

一妻女も信じ身ごとく在勤す妻あき人ハ

妻は抱ひまゝにまじりて團法を妻ありハ  
妻と云ふハあらず

役而能田ハ鴨交換地と云ふり主あり換  
地とカレヒキヤとり外の主義ハ足(此足  
能百人往つ由役而(日勤能田左右二部ハ  
換地と云ちてふこり)列を掃ひて之を  
すむ時がらうと云ふ也換地を名(清の如きお  
とつけらるる此あり)  
換地と云ふこり下はあ)



蒙亦も一統あり、物解以交代を交代の首左  
右に十五人の間々く、以後より列して、  
次炮の持方一列ありて、肩並も是並も、  
御も仍低され、さるる、あて、出、  
かをも退す、は、役、控、  
カサー、  
浩、  
下、

不より是輕とお共、日く交代を

を仍市中巡見の節も、後先、  
るの役人附き、  
これ、  
か、

日く如、  
不立派、

光太夫曰、  
るれ役の者、  
なり、

一は地まで役人ハ繋るの轡古何りけ玉の  
鍙ハ金輪カナツなりを輪れ内へ足ををめカキ跟乃  
不<sub>レ</sub>マ<sub>レ</sub>馬の横腹浅ありらへて進退動止  
する様子なり

王都ハハあまなる場何りて鞍坐るの  
轡古も有也又車を牽つする馬ハ  
馴しこれ轡古何るをも見しり

一役下の中平地の上ハ大日ヒトケイ晷仕惣並り

奉行毎月四度程一七日の初日オシキリセンヤ  
といふ日お町中を巡検を車馬ハ驍り六足ハ  
牽つす驍るのカザカ赤先ハ四人立川

光太夫曰け騎馬ハアテウタニといふ役人ニ  
是亦遠あるべしなり

足輕ハ旗炮を例のしり持ち行列正しく供する  
なり腰ハ劔を帯ひしるものも凡由同格於合貳  
十人をもり也を通行の節ハ往來の人扱ふ付

て居るなり

一町内出火あれは幸初もその場ふは出ツ行列  
右のめし火消さる外の者もその火事場入り  
しる者ハ左右前後の木戸をメ切りて外へ  
出さずとも側<sup>キハ</sup>は足輕番を附おき内より  
役人撮當りて火消の外居無る者として  
おろし火を消さしむ

火消乃臭ハ龍吐水ハ古き皮袋のつぎたる  
おなり下の袋を水あるおよひしし車成  
しし吸ひあけて上の袋よりおぢき出すこ  
図下は尼也

木造りの家ハ井桝のめく紐あけしる木れ  
すしは引つけを家を崩し破りて火を防ぐ  
乃臭ししり 図下は尼也

火災ハ石屋ハハれし木造りれ家ハ出川  
多くハ竈のふよりおつしれハ上下惣より



自然と火氣にて焦敗せるを子入運<sup>オシナハ</sup>り  
 などして火介や者出きもの多しといふ  
 但消しうる乾<sup>キ</sup>ゆ一<sup>一</sup>枚<sup>枚</sup>に及ぶ<sup>及</sup>ふ<sup>ふ</sup>を<sup>を</sup>  
 附<sup>テ</sup>火といふ<sup>火</sup>を<sup>を</sup>思<sup>フ</sup>う<sup>思</sup>う<sup>う</sup>自火の<sup>自</sup>なり

龍吐水<sup>リウツスイ</sup>の皮袋<sup>カビ</sup>成<sup>成</sup>付<sup>付</sup>く<sup>く</sup>に<sup>に</sup>  
 火消<sup>カシ</sup>る<sup>る</sup>具<sup>具</sup>

和<sup>和</sup>室<sup>室</sup>の<sup>の</sup>火<sup>火</sup>消<sup>消</sup>具<sup>具</sup>  
 フラント・ポイ<sup>ポイ</sup>ト<sup>ト</sup>を<sup>を</sup>

本<sup>本</sup>作<sup>作</sup>りの<sup>の</sup>火<sup>火</sup>消<sup>消</sup>具<sup>具</sup>  
 名<sup>名</sup>を<sup>を</sup>知<sup>知</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>



一惣軍中へ福渡すしきありて且欲より飛  
御前を志とれんことを前々の聲中より大勢を  
おぼすと申すは居候の者よりけりしもの肩  
より集りてしもの肩に掛ひしるありし中流に

足輕の事非書れ節ハミ位不<sub>レ</sub>マテ銃炮の秘者古  
あり是打方の秘者古のこありは才一銃炮の持チ  
うゝ行候を掛ひ立つ時居む時又立ち行くの  
行列皆肩並を掛ひ足並をとり一又筒先<sub>キ</sub>一  
居候する者としきも足輕成凡てサウジといふ

足輕の事非書れ節ハミ位不<sub>レ</sub>マテ銃炮の秘者古  
あり是打方の秘者古のこありは才一銃炮の持チ  
うゝ行候を掛ひ立つ時居む時又立ち行くの  
行列皆肩並を掛ひ足並をとり一又筒先<sub>キ</sub>一  
居候する者としきも足輕成凡てサウジといふ

一町家を離るる志むらくもて燭硝花より

一、五寸長八尺位あり其五寸の較ハ幾百  
とソルをきく此等車ハ載せてあり不  
意の事出来たる時ハ何方にも引出し行  
極ハ仕無ケあるものと見ゆ銃丸も較く  
其傍ハ倭ハ一ヶ年ハ一度つゝ山を  
みしそ筒拂をかしてオサ為め也

一、彼ニ方石火矢の造りたるは生鐵洗り

銃を交せて作るを宜しとする由是用  
ひて至て利あり銃づくまで製し銃丸  
石火矢ハ幾過火を放ちても割を換する  
事なく銃をくりまで作りしむ相ハ三四度  
用ゆれハ銃やあて後用立すといふ又銅  
或ハ黄銅くぬきても製するもれあり但い  
果して作れるハ少し用にて三放りに放  
しおれハ乍ち用ひくことやうよ成と云

銃といふ物ハ碎けハ直ニ粉とある是ハ銃を  
交セ作るといハ決してこれいふ事  
これといて言上とす也

此解の二の字まで作るものに裂る事多し  
といふ我々も既ニ黄銅の筒竹をこり  
しる振は直ニさけられたる物を尻より  
又外にのぬハ直ニさけられたる物  
銃を交セ製したる物ハ絶て左様の氣

支なき也

け度キ砲（来りし使節の船も数多の大  
筒を船中ニ備へ海上に用ふはなし）此由  
又（さる）大造なる物數千里の海程多  
かよハ積みのせりく右より左へは  
作りしる大炮數挺を持来りし是ハ形も  
小は數もぬあけられも去り用ひて換せず大  
夫みして利用宜しきとすといふもの

用心なりときけり○ 鉄炮石火矢何きの  
地にて製するよや作るふと足す

足輕宛行

アテガイ

麥 七貫六百目 ふれを彼玉の辞にて プート・テレチサ  
セシ・ポントとソカ

挽割麥 四百目 は貳不彼銀よ  
直して九枚とる

縹半 三ヶ年よ貳ツ

ポロケ 二れハ麻布にて作り 股引の下にまわく物

杏 貳足

上着 太き羅紗にて作り 袖かしの胴巻に三ヶ年一  
度

股引 三年よ夏冬よ不支度

一町の内よゴロジニチとソカ紋を人あり 町年あり  
ソカ考とる

當時在勤の人れ名 オレキサンダラ ハナシイテ

コシダラトフとソカ

此役人毎日市中を巡視して 非常を致さむ扱商  
物おあるとき時と役不より時のお場をうてをのる  
るなりそと助等おつれんは遠よて不法不埒の

車などあまの等を以味あすこを上りて奉りハ  
毎月七値の初れ日こよ無町中巡換するこ  
七箇の定目

魯西亜官職の名目先年松前人の紀史  
や一由あるをある人ふ持し一り傍り交て  
讀みさうせしみき詳ある事ハ毎一をとい  
とも名目ハ何事も中見一りりも祿俸の違  
何るハ傳抄の誤りある一といひ一より  
彼等臆記せしふて再授し又讀記とも  
ワキガキ

かせり 俸祿の給銀ハ先右史話説より補  
入也

一 丑ナラウ 左リト マルシヤウ 銀五萬枚

一 丑ナラウ アンセウ 大船ヲ司ル官國王 太子ノ位ニ同シト云 同貳萬五千枚

一 丑ナラウ ポロツチク 同壹萬五千枚

一 丑ナラウ マヨル 同壹萬枚

一 兵士銭差配する友職の板は中ゆ

一 ペレカゼウ 同八百枚

一ポトコーニカ

同七百枚

一ポツポコーニカ

同六百五十枚

一シタシテ マヨル

一ピクメル マヨール

全四百五十枚

一シウクシテ

全四百二十枚

「月々四度役不へ出勤

一カビタン

同三百六十枚

一ポロツチク

全三百枚

一ポーポローチク

新藏は度王都ニテケ  
官ニ進ム故ニ服飾モ是  
迄ト大ニカシリ

全二百七十五枚

一クラポツシキ

全二百七十五枚

一ク、ラポツシキ

同二百五十枚

一セリザント

同七十五枚

一ウインゼノ アキリチリ

一オシデレ アフゼレ け後より昇進ナレハ「レ」イ「ベ」となる

一カブテナルモソ

一カプラシ

一サウダア

ソラダテ (光)

足輕

一カザールカ

騎馬の役

一マトロス

一ポロツボース

船の賄

一ベトルマルシヤウ

此官より軍大將を撰ふといふ

プラボルシチーエカ」ポロポロチク」ポローチク」カペタニ」

此四官を オンベテ ラヒツアテ」といふ

セクテマヨル」ピリメルマヨル」ポートポークーニカ」

ポーコーニカ」此四官をシターポラヒツアテ」といふ

エナラウ アンセウ アレクサンドロ オロマノウイテ

ウラロンツラフ」あれハ諸公より漂流し来る者を

目する官人也

光右史曰吳公人を取扱ふ役ふを イノスランノ

コレンギ」といふ光右史へトルブルカより入りし時

在勤の人を アレクサンドル オロマノウイチ

ウラロンツラフ」カテラ」といひしよりし前より所ハ



け人の事ある一と

一ペトルブルカ此都下母エノスクヌ。コレンゲ」といふ役

不何り 常々セーリユニツク の館此通きおあり エノスタヌ。ハ外此といふ事

コレンゲハ役不たりの事と申ゆけ不火役不なり也て

外國より来る者を長扱ひを人々の諸般等の長

次をたす外國通用するまゝ七十七ヶ玉の通詞も

け不又有といふ 唐通詞も 允て他國の人々の衣被飲

食をよけ役不より仕出—此の由 七十七ヶ玉ハ何の まゝあるよや也て

吳玉人け地よある者を長扱役不より 漂流—来る者の目とといふ事 け度玉王一目見

中付也—弟ハ何事も有合れ日本被著用可

改方の知年種ひりて著古々—不持不仕ひ

方中ひゆを日本服新製のいめけ役不—はり

をされしうけ不ハ仕立師も何る故路々衣被の

寸尺をとり仕立中付るいめと申ゆ各引連れ

られ案内の人とをよを役不よりたしるす

互銀れ役人 名ハさうす他玉産れの人なりといふて 等実丁寧ある人おたりき

何事も一向い作ソコタチ等もあらずして任訓ぬ吏もあらず  
て無く不自由ある事猶なる一予も他も  
来り任せる者ゆへあてあひやくるこけ度  
玉風の衣被仕立これ命何り各著物の寸尺  
とせしれよ衣被は何事の幅まであつたり  
あるがよ一をいぬめて寸尺をすす一少狭  
をいハ著用一みら、又後ととりあするもか  
う一大きある方は仕立玉けハ又如何極なる  
もの也極と懇よアアせしうけ役所一初めハ衣被の  
ゆきさげ寸尺とり又き度仕立出来まぬのこめ  
き度約合支度行きたり給。羽織。帯。三品出  
来しう けふハ持来りて  
ゆきさげも細しう き度ハ酒肴など出振  
舞也しうも

是ハ亥年改帆前王都シヤコまでの事なれども  
役所の名れりアをしよけは附記せり

一大友よセナトシといふ名あり國相をいふ一き友

職と尼由 都府<sup>ミヤコ</sup>は二員<sup>ニニ</sup>ありを人<sup>ヒト</sup>を呼ぶと云ふ  
 セナトル 故人<sup>コトノトシ</sup>をよぬ時ハセナトツケと云ふニ中  
 ガラフ<sup>ガ</sup>と云ふ称號<sup>シヨウ</sup>を<sup>シ</sup>下<sup>シ</sup>は連<sup>ラ</sup>ぬ称<sup>シヨウ</sup>ある人あり是ハ  
 格<sup>カク</sup>の<sup>ノ</sup>り<sup>リ</sup>と云ふ<sup>ト</sup> <sup>ガ</sup>ラフ<sup>ハ</sup>侯爵<sup>キョウカク</sup> <sup>ミ</sup>都<sup>ミヤコ</sup>まで漂流人  
 名<sup>ナ</sup>扱<sup>キョク</sup>の<sup>ノ</sup>係<sup>ケイ</sup>り<sup>リ</sup>と云<sup>フ</sup>セ<sup>シ</sup>ハセナトルの<sup>ノ</sup>内<sup>ウチ</sup>までガラフの  
 称<sup>シヨウ</sup>あり <sup>リ</sup>ュ<sup>リ</sup>コン<sup>コン</sup>ソフ<sup>ソフ</sup>ガラフと人<sup>ヒト</sup>を呼<sup>ヨ</sup>び<sup>ヨ</sup>り

光<sup>ミツ</sup>を<sup>シ</sup>夫<sup>ツ</sup>を<sup>シ</sup>り<sup>リ</sup>し<sup>シ</sup>時<sup>トキ</sup>矣<sup>ヤ</sup>玉<sup>タマ</sup>人<sup>ヒト</sup>名<sup>ナ</sup>扱<sup>キョク</sup>今<sup>イマ</sup>不<sup>フ</sup>の<sup>ノ</sup>故人<sup>コトノトシ</sup>  
 の<sup>ノ</sup>名<sup>ナ</sup>是<sup>シ</sup>と<sup>ト</sup>お<sup>シ</sup>似<sup>シ</sup>り<sup>リ</sup>又<sup>マタ</sup>彼<sup>カノ</sup>不<sup>フ</sup>の<sup>ノ</sup>名<sup>ナ</sup>光<sup>ミツ</sup>を<sup>シ</sup>夫<sup>ツ</sup>を<sup>シ</sup>り<sup>リ</sup>

不<sup>フ</sup>と<sup>ト</sup>ハ<sup>ハ</sup>稍<sup>シヨウ</sup>遠<sup>エン</sup>一<sup>ヒト</sup>り<sup>リ</sup>光<sup>ミツ</sup>を<sup>シ</sup>夫<sup>ツ</sup>を<sup>シ</sup>り<sup>リ</sup>係<sup>ケイ</sup>記<sup>キ</sup>一<sup>ヒト</sup>来<sup>キ</sup>る<sup>ル</sup>もの<sup>モノ</sup>の<sup>ノ</sup>正<sup>テイ</sup>  
 名<sup>ナ</sup>ある<sup>ル</sup>一<sup>ヒト</sup>も<sup>モ</sup>り

光<sup>ミツ</sup>を<sup>シ</sup>夫<sup>ツ</sup>を<sup>シ</sup>り<sup>リ</sup>年<sup>ネン</sup>略<sup>リョク</sup>記<sup>キ</sup>一<sup>ヒト</sup>来<sup>キ</sup>る<sup>ル</sup>彼<sup>カノ</sup>國<sup>クニ</sup>官<sup>クワン</sup>階<sup>カク</sup>の<sup>ノ</sup>  
 次<sup>ジ</sup>身<sup>ミ</sup>紀<sup>キ</sup>を<sup>シ</sup>補<sup>ホ</sup>録<sup>ロク</sup>一<sup>ヒト</sup>前<sup>ゼン</sup>説<sup>セツ</sup>の<sup>ノ</sup>參<sup>サン</sup>考<sup>コウ</sup>と<sup>ス</sup>す

- |       |   |   |   |  |   |
|-------|---|---|---|--|---|
| カサーカ  | 後 <sup>ノ</sup> 不 <sup>フ</sup> の <sup>ノ</sup><br>小使 <sup>コシ</sup>  | ソ <sup>ソ</sup> ー <sup>ソ</sup> ダ <sup>ダ</sup> テ                | 足 <sup>タ</sup> 輕 <sup>ケイ</sup>                | カ <sup>カ</sup> フ <sup>フ</sup> ラ <sup>ラ</sup> ン   | 足 <sup>タ</sup> 輕 <sup>ケイ</sup> の <sup>ノ</sup><br>上 <sup>ウ</sup> 等 <sup>トウ</sup> |
| セリザント | 左 <sup>サ</sup> 邊 <sup>ヘン</sup> 中 <sup>チュウ</sup> ト <sup>ト</sup> コ <sup>コ</sup> フ <sup>フ</sup> 山 <sup>サン</sup> 官 <sup>クワン</sup> まで <sup>マデ</sup> あり<br>今 <sup>イマ</sup> 何 <sup>ナニ</sup> と <sup>ト</sup> 云 <sup>フ</sup> 及 <sup>マ</sup> 又 <sup>マタ</sup> 異 <sup>イ</sup> り <sup>リ</sup> し <sup>シ</sup> も <sup>モ</sup> や |   |   |  |   |
| クラポシキ | 二 <sup>ニ</sup> 足 <sup>ソク</sup> より <sup>ヨリ</sup> 士 <sup>シ</sup> 分 <sup>ブン</sup> たり   | ポ <sup>ポ</sup> ロ <sup>ロ</sup> ー <sup>ロ</sup> チ <sup>チ</sup> ク | 足 <sup>タ</sup> 輕 <sup>ケイ</sup> の <sup>ノ</sup> |  |   |
| カビタン  | 二 <sup>ニ</sup> 足 <sup>ソク</sup> より <sup>ヨリ</sup> 率 <sup>ソツ</sup> あり  | シ <sup>シ</sup> タ <sup>タ</sup> ン <sup>ン</sup> テ                | ミ <sup>ミ</sup> ヨ <sup>ヨ</sup> ル               | 車 <sup>クルマ</sup> 馬 <sup>ウマ</sup> 回 <sup>マエ</sup> り<br>服 <sup>フク</sup> ハ <sup>ハ</sup> 緋 <sup>ヒ</sup> 羅 <sup>ラ</sup> |   |

紗は水色天鷲絨  
の縁を付ける  
四足馬萌黄羅紗の服  
緋羅紗の縁を付

ポーポーコーニカ  
ドクトル医官を  
此官あり

アンセイフ  
ビリカセイフ  
此等四匹馬まで旗本をも  
りかき部あり

醫官ハ四等あり  
第一ドクトル  
官ニ  
ホーローニカ

第二シタブレツカリ  
マヨルノ官ニ  
第三レーカレ

カビタン  
官あり  
ホローチクの  
第四  
ホレーカレ

エナラフマヨル  
エナラウ  
ポロツチク

あれは三足るまで  
大名の部あり

エナラウ  
アンセフ  
服ハ赤色もくぬ赤黄色もあり

エナラウ  
（トルトマールシヤウ）  
けさ友の人三員あり

禄をせらるる大名ハ貳拾五人ありこれ

キニアージェイとりか

ナリシキンとりかハ三名家ともりか  
（きよとのこ）

ムスクワ  
舊都の  
ぬま居城代ハけ内ホて勤む

刑獄第十

刑ハ往古ハいづれもや今ハ大辟シザイといふ事あり皆  
答刑タウケイあり但罪の軽重より打方の強弱杖數  
の多少あり市中大店ある所と又店ある所の前  
支那人込みの所又仕屋場あり仕屋者のあるハ大鼓  
を打ちして四方ウツグセに知らせるは支那人殺む罪を  
て見物ウツグセを輕罪ハ伏臥ウツグセより其罪の等よりして  
何十杖といふ定ありてたゞ放しよたゞ也を罪の

者ハ磔ハシ櫃ツといハ棺ハシのもれハ咎人トコロを裸體ハシ引ハシて手足  
を縛ハシりつけ頸ハシむかりゆめ並ハシ脊ハシより股腹ハシへつけ打ハシ  
て打ハシ拍ハシハ牛皮ハシを細ハシく裁ハシちて紐ハシとあハシしる物を棒  
と括ハシひ付ハシる物ハシよてハシ棒ハシを持ハシち紐ハシを打ハシ付ハシる打ハシ  
棒ハシを把ハシり紐ハシを跨ハシの内ハシにハシこみ並ハシためハシとあハシしる  
體ハシは打ハシ付ハシるハシはハシく打ハシはハシ随ハシひ皮肉裂ハシけ爛ハシき痛苦  
よハシ伝ハシへハシ呻ハシ號ハシするハシこ打ハシるハシ較ハシ度ハシよ及ハシハハシ皮紐  
柔ハシホハシり力弱ハシくあるハシけ時ハシ又新ハシなるハシを傍ハシより

私ハシ怨ハシるあり元来ハシけ皮紐ハシハ麻ハシさ皮ハシよて作りたるもれ  
ゆ一裁ハシ口ハシの不ハシさハシれハシちたる物ハシこ如ハシは数過ハシ打ハシる  
よよりて血ハシ駭ハシく流ハシ出ハシ出ハシ

雪中ハシけ刑ハシを仍ハシふを足ハシりしよハシとハシる数ハシ百  
の肩ハシれ積ハシ雪ハシあけよハシ深ハシくハシり

罪人後ハシくハ聲ハシ立ハシるハシも出来ハシず氣絶ハシつハシも足ハシゆる  
旅子あれハ暫ハシくゆめ保ハシ表ハシやハシめ又所ハシをハシりて  
大店の前ハシれ仕立場ハシへ行ハシれ行ハシき

仕立の初めハ小店の前  
行くと泣ハシれると見え也

又右の如くはなす支不事早りて後又獄屋の前  
まで前法の如くあすといふこれ重罪れ者あすこ  
主教親教質令つひ  
押止法盗の類あり  
け手強き責めて打殺すも  
あるといふ咄責めて死ぬるハ死してもといふ子  
ひとま打方なりといふ但願て即時は生を害せぬ  
といふをたを右都合三度及ひ未だ死はる  
たる者ハ厚き刀の如き刀具ありてを罪人の  
尉コバナを両側より押切り終は金山ハ放逐するあり

尤金山の如くすきま邊土僻在の地はあるを  
あつて開くを園のんとする土地へ遣ひ下し新に  
開發するの公役もあつるといふけ止白里シビリの地方  
松の今れゆく開けハ多くハ都より遣下し  
咎人たまよりひびくをセし諸地多しとなりけ咎刑  
の後ハ流刑乃意味もあるを久くして遠流の  
地を在て其人志を改め再び罪を償ひ出せしむ  
者もありといふ

イルコーツカ滞返中王都ミヤコの方より北奥僻遠の地へ  
放逐せらるる若人をありして三千人程をき通れる  
を尻より通路不便なる山中がとよ往来のたを作  
らするとゆふ今程ハオホーツカよりヤコーツカとの  
険難の山路通り屋き板もありしよやふれ皆  
イルコーツカまで見やうたるゆな也

一獄屋を遠見一たるは其内ハいづこたる  
ゆのり知す外に囲ハたき丸木柱を立並べ

ぬきを通一内外より尻へすうぬ板嚴重堅  
固よ造り建するものなり  
牢屋をオストロカ  
とよ



錢貨第十一

錢貨ハ通用金銀銅泉貨ナリ後ト以テ圓形

方孔の物也俗人ハ其形を以テ支那

日本の外の或ハ中央ニ孔を穿シ其の形

亦形異シテ其面ニ錢文云々あるものも亦

其の形を以テ見ル

彼等の錢貨通用の事其形状等の事

未ニ詳細あるべし其略記を

ビヤールテ コツベイカ 銀錢 壹枚を銅錢五枚と

てのゆ ビヤールチニ五なり

ゼイセツ コツベイカ 同 壹枚を銅錢拾枚と

換ゆ ゼイセツハ十なり右銀錢ハ稍大ニ

ビヤールチナツセ コツベイカ 同 壹枚を銅錢拾五枚

て換ゆ ビヤールチナツセハ拾五なり

ドワツナイ コツベイカ 同 壹枚を銅錢貳拾枚と

て換ゆ ドワツナイハ貳拾ニ付後ハ又頗大也

トツツサイ<sup>七</sup>ビヤ<sup>五</sup>ーテ コツベイカ 同 壹枚を銅錢貳拾

五枚を換ゆ

ホキイナア又「ベツテシマツ コツペイカ」 同 壹枚を

銅鈔五十枚を換ゆ

女帝エカテリナ<sup>レ</sup>の像れ付<sup>ル</sup>る銀鈔壹枚

とけべツテシマツコツペイカ貳枚を以てこのや

おれ前よいへるおとく銀の位までよろしく

なりとる

コツベイカ 銅錢

ゼニシカ 同 コツベイカ壹枚の半分は通用

ま<sup>レ</sup>止白里地方まで通用する洞跡ハソーボリ

紹<sup>レ</sup>の形を以て止白里地方とハ加山より東北

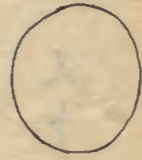
カミシヤーツカとの居ありカサ<sup>加山</sup>ニよりムスタワ<sup>レ</sup>の

方へおれられ跡通用せず 按紹ハシビリの地れ名

ぬよや

セリブコ 銀錢 我國の南鐐貳銖判貳

枚より同方少一重一當今の代は造まるハ  
稍少一して我貳珠判貳枚程ありて通  
用は銅珠百廿枚にて換ゆ  
エ・カテリナ 先王女帝の像を鑄付たるセリ  
ブロハ銅錢百三十枚にて換ゆ又百五十枚百  
八十枚位までかゆるこ今代造亦より同方  
重く浪の位重しき故もや中 十 乃  
付る浪ハ形大ホして價も貴し

ゾーロートー 金錢  大さこれ程にして我

歩判より少一輕一八分五りもろ一と也  
右の浪四百枚を以て換ゆ又右より女  
帝の像ある銀錢ならハ四枚を以て金  
珠一枚をかゆるこ

を枚にてみかよりを文貳文五文拾文 是ハ四當錢の大ヤ  
より厚ヤ分余  
よあてはる銅珠も通用を名ハ是一也  
銅錢を以て浪を枚は取換るは百廿五枚百

三十枚とありされハ換へて人銀錢をけ方より出  
しと洞跡と換人といハ商人も支習屋も百枚  
み支習するなり

凡そ止白里地方ハ銅跡と銀鈔ハガキの通用也銀鈔  
次載ス

洞跡ハ貳貫五百枚つゝ布の袋へ入せ置く也

此ハ拾貫を四ツツみたる割合あり我

方より五貫まる記といふ一玉の意也

ストールブリー 拾貫 ストハ百なり百ツ、百といふ

事なり

ドワツゼビマジウルブリー 貳貫五百 ドワツゼハ百

川一貳拾といふ者ビマジウルブリーハ五百

といふ者なり

尤も記せるハ寛政初年伊勢舟夫小市魯

西亜國より帰朝の時帶來りし彼回泉貨

の圖なり周圍ハ横文字英又漢文の異状

たよ不用意にて写せるものと見へて分明

と均す然れど此彼の鈔貨此大畧を知り  
 今般仙臺の漂民携けぬ者ハ多く長崎  
 衙廳イサシヨより上らぬる及もすまゝ通用令  
 浪銅諸鈔の事同又心して話説せる事  
 右の如くは諸國粗写せるものといへも右  
 話説は多考一考一かハ大畧を知り一かよけ  
 又再写す

當十 錢

ゼニシカ

黒赤



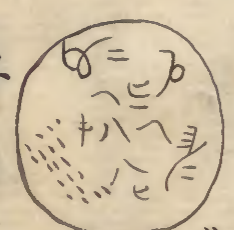
同



左右ソボリト云獸

黒赤色

同



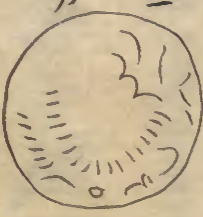
スロ  
プロ  
銀錢

同



ゼニ  
シカ

同



中央ハ女帝エカテ  
ソ十の記號

梅和蘭書ニテシテ又ゼニシカト云其説ニ云魚目西亜ノ錢  
 和蘭ノテアルストイハガルストイハ重サニ分アル小銀錢ナリ

紙錢 こがま  
銀札

オセギ ナツサイシ ま青白赤三色の紙札  
ちりも紙をすく み横文字すき  
こみてあ これ私 の友紙なる其  
紙の表一面 の横文字書列ぬてあり

青 赤 長サ五寸 横三寸 初あり  
白 長サ七寸 横三寸 初あり

青札ハ銀五枚 赤札も銀五枚 白札ハ銀貳拾

み枚よりみ十枚 百枚とあり

け浪紗ハ止白里地方の通用を扱

左色又佐者ハけ札又聊々摺目有て

もそろす大高友聲屋等よてハたとへ

裂けたる物よても両片雙べ尼て約束

さ(合)ハ仰ちとる也 ブラーツケ イルコー  
ツカ 追

侍土著の 民 杯ハサ くれの極子遠ふても

えらす賣相代ホを交 てても遠方の



不重きを厭えず洞珠にて教を授  
 けり擔ひかゝけて持政の之 野氏に何方も  
 同一格之  
 け札を厚造する者ありて刑に及  
 る者も折くありたり

環海異聞卷之六 終

環海異聞卷之六 終



Handwritten text in cursive script (sōsho) located below the large red seal, consisting of several vertical columns of characters.



